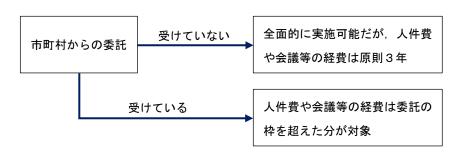
■ 病診・診診連携体制構築支援事業と在宅医療・介護連携推進事業の相違点

	病診・診診連携体制構築支援事業	在宅医療・介護連携推進事業
目 的	〇各地域における在宅医療検討体制の土台作りと在宅医療の連携に係る事例蓄積	(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
	〇在宅医療の効率的な実施や在宅医療従事者の負担軽減に向けた取組の検討・運営	〇在宅医療と在宅介護が夜間・休日,容態急変時の対応等,切れ目なく提供される体制
		の構築に向けた取組の実施
実施主体	〇郡市医師会・地区地域医療対策委員会 (委託可)	〇市町村 (郡市医師会等に委託可)
手 法	〇在宅医療関係者を集めた会議や勉強会を開催し、切れ目のない在宅医療提供体制の	〇地域の医療・介護関係者を集め、切れ目なく在宅医療と在宅介護が提供される体制構
	構築に向けた取組を検討	築のため必要な取組を検討
	〇在宅医療・介護連携推進事業への協力	
	〇上記に取り組む専任職員の配置	
取組例	〇主治医・副主治医制の導入	〇主治医・副主治医制の導入
	〇後方病床の確保	〇後方病床の確保
	〇訪問看護ステーションを活用した24時間体制 等	〇訪問看護ステーションを活用した24時間体制 等
対象経費	○専任職員の人件費	〇検討に要する費用
	〇会議・勉強会に要する経費	
	O負担軽減策の運営費(副主治医の手当,病院や訪問看護ステーションへの協力金等)	
備考	〇市町村から在宅医療・介護連携推進事業に関して委託を受けている場合は、委託の範	
	囲内は補助対象経費とならない(委託の枠を超えて追加的に実施する分は対象)	
	〇専任職員の人件費や会議・勉強会に要する経費は、補助を受けられる期間は原則3年	
	(負担軽減策の運営費はこの限りでない)	

■ 在宅医療・介護連携推進事業との関係



■ 事業のねらい

